令和2年5月 浜田市議会臨時会議議案

令和2年5月19日

令和2年5月浜田市議会臨時会議付議事件

議案

議案第38号 浜田市税条例の一部を改正する条例について

議案第39号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 40 号 浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第41号 指定管理者の指定について (浜田市浜田漁港水産物荷捌所)

議案第 42 号 令和 2 年度浜田市一般会計補正予算 (第 3 号)

議案第 43 号 令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

報告

報告第10号 専決処分の報告について(令和2年度浜田市一般会計補正予算(第2号))

議案第38号

浜田市税条例の一部を改正する条例について

浜田市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月19日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例の一部を改正する条例

第1条 浜田市税条例(平成17年浜田市条例第67号)の一部を次のように 改正する。

附則第 10 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条又は第 62 条」を、「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条若しくは第 62 条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第 15 条の 2 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に 改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

- 第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。
- 2 第 10 条の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条 の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権について準用する。
- 第2条 浜田市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「第 61 条又は第 62 条」を「第 63 条又は第 64 条」に、「第 61 条若しくは第 62 条」を「第 63 条若しくは第 64 条」に改める。 附則第 10 条の 2 第 27 項中「附則第 62 条」を「附則第 64 条」に改める。 附則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 24 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第 5 条第 4 項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 34 条の 7 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特

例)

第 25 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイル ス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」と あるのは、「令和 16 年度」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年 1月1日から施行する。

議案第39号

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月19日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜田市国民健康保険条例(平成17年浜田市条例第151号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該納期限までに申請書を提出することができなかったことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該納期限後においても、これを行うことができる。

附則に次の4条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 第5条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を 超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と 給与等との調整)

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり 当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受け ることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手 当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条 第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 第7条 前条に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に 係る規定の適用期間)

第8条 前3条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日 から規則で定める日までの間にある場合について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

令和2年5月19日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

浜田市後期高齢者医療に関する条例 (平成 19 年浜田市条例第 52 号) の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

指定管理者の指定について (浜田市浜田漁港水産物荷捌所)

浜田市浜田漁港水産物荷捌所の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月19日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市浜田漁港水産物荷捌所
指定管理者	住 所:松江市御手船場町 575 番地
	名 称:漁業協同組合JFしまね
	代表者:代表理事会長 岸 宏
指定の期間	令和2年7月1日から令和5年3月31日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第244条の2第3項

令和2年度

浜田市一般会計補正予算 (第3号) 令和2年度 浜田市一般会計補正予算 (第3号)

令和2年度浜田市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 346,635 千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,425,699 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月19日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款 補正前の額 項 補 正 計 支 15 国 庫 出 金 9, 636, 577 78,838 9, 715, 415 2 国 庫 補 助 78,838 6, 221, 873 金 6, 143, 035 19 繰 入 金 2, 087, 095 267, 797 2, 354, 892 2 基 金 繰 入 金 2, 031, 444 267, 797 2, 299, 241 歳 入 合 計 41, 079, 064 346, 635 41, 425, 699

2 歳 出 (単位:千円)

	款				項			補正前の額	補	正額	計
2 総	務	費						10, 188, 748		13, 720	10, 202, 468
			1 総	務	管	理	費	9, 573, 253		13, 720	9, 586, 973
3 民	生	費						11, 171, 427		115, 036	11, 286, 463
			2 児	童	福	祉	費	3, 971, 483		115, 036	4, 086, 519
4 衛	生	費						3, 063, 029		9, 352	3, 072, 381
			1保	健	衛	生	費	1, 689, 411		9, 352	1,698,763
7 商	工	費						887, 900		195, 450	1,083,350
			1 商		工		費	887, 900		195, 450	1,083,350
10 教	育	費						3, 096, 037		13, 077	3, 109, 114
			6 保	健	体	育	費	555, 727		13, 077	568, 804
	歳	出	合	ì		計		41, 079, 064		346, 635	41, 425, 699

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補正額	計
15 国 庫 支 出	9, 636, 577	78, 838	9, 715, 415
19 繰 入	2, 087, 095	267, 797	2, 354, 892
歳入合計	41, 079, 064	346, 635	41, 425, 699

								補	正	額		の	財	源	内	訳
	款			補正前の額	補 正	額	計	特		定		財		源	一般	財源
								国県支出	出金	地	方	債	そ	の他	/12),13 I/J1
2総		務	費	10, 188, 748	13,	720	10, 202, 468							13,720		
3民	2	生	費	11, 171, 427	115,	036	11, 286, 463	72	2,300					42, 736		
4律	Î	生	費	3, 063, 029	9,	352	3, 072, 381							9, 352		
7商	Î	工.	費	887, 900	195,	450	1, 083, 350							195, 450		
10耈	ζ	育	費	3, 096, 037	13,	077	3, 109, 114	6	5, 538					6, 539		
歳	出	合	計	41, 079, 064	346,	635	41, 425, 699	78	8,838			0		267, 797		0

15 国庫支出金 (2 国庫補助金)

款			
項	補正前の額	補 正 額	計
目			
5 国庫支出金	9, 636, 577	78, 838	9, 715, 415
2 国庫補助金	6, 143, 035	78, 838	6, 221, 873
2 民生費国庫補助金	164, 798	72, 300	237, 098
6 教育費国庫補助金	3,000	6, 538	9, 538
 9 繰 入 金	2, 087, 095	267, 797	2, 354, 892
2 基金繰入金	2, 031, 444	267, 797	2, 299, 241
7 ふるさと応援基金繰入金	472, 693	267, 797	740, 490
歳 入 合 計	41, 079, 064	346, 635	41, 425, 699

	節			<i>⇒</i> ν	пп
区	分	金	額	説	明
2 児 童 福 ネ	社費補助金		72, 300	子育て世帯臨時特別給付金給付費 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費	60, 300 12, 000
1 学校教育:	振興費補助金		6, 538	学校保健特別対策事業費	6, 538
1 ふるさと応	万援基金繰入金		267, 797	ふるさと応援基金繰入金	267, 797

				補正	額	0	財	源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 8	計	特	定	財		源	AT TA SE
				国県支出金	地方	債	その) 他	一般財源
2 総 務 費	10, 188, 748	13, 72	10, 202, 468				1	3, 720	
1 総務管理費	9, 573, 253	13, 72	9, 586, 973				1	3, 720	
7 企 画 費	7, 193, 849	13, 72	7, 207, 569				1	3, 720	

	節			説	明
区	分	金	額	int	-91
18 負担金補助及び交付	付金		13, 720	1 新型コロナウイルス感染症対策学 生支援事業	13,720

									補	正	額	(カ	財	源	内	訳
7	款	項	目	補正前の額	補	正	額	計	特		定		財		源	éπ	
									国県支	え 出金	地	方	債	そ	の他	一版	財源
	3 民	生	費	11, 171, 427		115	, 036	11, 286, 463	7	2, 300					42, 736		
	2 児	童福福	止費	3, 971, 483		115	, 036	4, 086, 519	7	2, 300					42, 736		
	1 !	児童福 費	祉総務	606, 805		115	, 036	721, 841	7	2, 300					42, 736		
	-	Ŗ															

	節			説	明	
区	分	金	額	g/L	,	
1 報酬			930	1 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業(国補正分)2 ひとり親家庭への特別支援給付金	72,300	
4 共済費			152	2 ひとり親家庭への特別支援給付金 給付事業	42,736	
8 旅費			41			
10 需用費			1, 463			
11 役務費			2, 100			
12 委託料			6, 500			
13 使用料及び賃借料			850			

意									補	正	額		の	財	源	内	訳
	欠	項	目	補正前の額	補	正	額	計	特		定		財		源	áπ	ᄜ
									国県支	え 出金	地	方	債	そ	の他	一般	財源
4	衛	生	ŧ	3, 063, 029		9,	, 352	3, 072, 381							9, 352		
	1 保値	建衛生	費	1, 689, 411		9,	, 352	1, 698, 763							9, 352		
		!健衛 !		1, 689, 411			, 352	1, 698, 763							9, 352		

4 衛 生 費 (1 保健衛生費)

	節			説	明
区	分	金	額	B/L	91
10 需用費			8	1 新型コロナウイルス感染症対策事 業 (保健衛生総務費)	9,352
17 備品購入費			9, 344	A CHARGINE MANAGEMENT	o, oo -

				補 正	額の	財 源	内 訳
款項目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
7 商 工 費	887, 900	195, 450	1, 083, 350			195, 450	
1 商 工 費	887, 900	195, 450	1, 083, 350			195, 450	
1 商工総務費	311, 607	184, 500	496, 107			184, 500	
3 観 光 費	220, 802	10, 950	231, 752			10, 950	

	節			-7V	
区	分	金	額	説	明
18 負担金補助及び交付金			184, 500	1 新型コロナウイルス感染症関連経 営支援事業 (商工総務費)	184,500
18 負担金補助及び交付金			10, 950	1 新型コロナウイルス感染症関連経 営支援事業(観光費)	10,950

											補	正	額		の	財		源	内	訳	
	款		項		目	補正前の額	補	正	額	計	特		定		財			源	άπ	다	
											国県	支出金	地	方	債	そ	の	他	一版	財源	
1	.0 孝		育	費		3, 096, 037		13,	, 077	3, 109, 114		6, 538					6	, 539			
	6	保險	建体	育費		555, 727		13,	, 077	568, 804		6, 538					6	, 539			
	1	学	校保	!健	ŧ	84, 971		13	, 077	98, 048		6, 538					6	, 539			

	節			説	明
<u>Z</u>	分	金	額	p.兀	197]
10 需用費			13, 077	1 新型コロナウイルス感染症対策事 業 (学校保健費・国補正分)	13,077

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1)総 括

区分	職員数		給	与 費	
	収 貝 奴	報酬	給 料	職員手当	計
補 正 後	(742) 581 ^{\(\)}	820, 788 千円	2, 327, 987 千円	1,848,104 千円	4, 996, 879 千円
補 正 前	(741) 581	819, 858	2, 327, 987	1, 848, 104	4, 995, 949
比 較	(1)	930			930
区分	共 済 費	合 計	備考		
補 正 後	908, 335 千円	5, 905, 214 千円			
補 正 前	908, 183	5, 904, 132			
比 較	152	1,082			

注()は短時間勤務の職員数(外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給		
区分	職員数	報酬	給 料	職員手当	計
補 正 後	(33) 579 ^{\(\)}	千円	2, 323, 139 千円	1,752,581 千円	4,075,720 千円
補 正 前	(33) 579		2, 323, 139	1, 752, 581	4, 075, 720
比 較					
区分	共 済 費	合 計	備考		
補 正 後	784, 645 ^{千円}	4,860,365 千円			
補 正 前	784, 645	4, 860, 365			
比 較					

注()は短時間勤務の職員数(外数)

イ 会計年度任用職員

	241=7.17.17.2				
区分	職員数		給	与 費	
	収 貝 奴	報酬	給 料	職員手当	計
補 正 後	(709) 2 ^{\(\)}	820, 788 千円	4,848 ^{千円}	95, 523 千円	921, 159 千円
補 正 前	(708) 2	819, 858	4, 848	95, 523	920, 229
比 較	(1)	930			930
区分	共 済 費	合 計	備考		
補 正 後	123,690 千円	1,044,849 千円			
補 正 前	123, 538	1, 043, 767			
比 較	152	1, 082			

注()は短時間勤務の職員数(外数)

	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当
	補正後	43, 699 千円	千円	90, 562 千円	739 千円	41, 282 千円
	補正前	43, 699		90, 562	739	41, 282
職員手当の	比 較					
	区分	通 勤 手 当	•	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	46, 379 千円	912 千円	3,704 千円	155, 515 千円	16, 603 千円
	補正前	46, 379	912	3, 704	155, 515	16, 603
	比 較					
	区分	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	災害派遣手当
	14-41	4.5 千円	1,576 千円	C20 005 千円	396, 056 千円	千円
	補正後	45 ^{千円}	1,570	638, 005 ^{+H}	390, 030	
	補正前	45 45	1, 576	638, 005	396, 056	
		45			-	
比較	補正前	45	1, 576	638,005 退職手当組合	-	
比較	補正前 比 較	45	1,576 退職 手 当 組 合	638,005 退職手当組合	-	
比較	補正前 比較 区分	45 45 退職手当組合負担金	1,576 退職手当組合 加入特別負担金	638,005 退職手当組合 特別負担金	-	

令和2年度

浜田市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) 令和2年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

令和2年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,019 千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,490,941 千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並 びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月19日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歲入歲出予算補正(事業勘定)

1 歳 入

補正前の額 款 項 補 正 計 支 5 県 出 金 4, 933, 431 1,019 4,934,450 1 県 補 助 金 4, 933, 431 1,019 4,934,450 計 歳 入 合 6, 489, 922 1,019 6, 490, 941

2 歳 出 (単位:千円)

		款				項			補正前の額	補	正額	計
2 保	険	給	付	費					4, 626, 298		1, 019	4, 627, 317
					6 傷	病	諸	費	0		1, 019	1,019
, is	装		出				計		6, 489, 922		1, 019	6, 490, 941

歲入歲出補正予算事項別明細書 (事業勘定)

1 総 括

(歳 入)

		款			補	正	前の額	補	正	額	計
5	県	支	出	金			4, 933, 431			1, 019	4, 934, 450
<u>با</u> لـ		^		ı			6 400 000			1 010	0.400.044
歳	入	台	i i	Γ			6, 489, 922			1, 019	6, 490, 941

(歳 出)

Г																				
											補	正	額	į	の	財	-	源	内	訳
		蒜	次			補正前の額	補	正	額	計	特		定		財		源	į	一般	財源
											国県支	出金	地	方	債	そ	の	他	川又	於】((水
	2保	険	給	付	費	4, 626, 298		1	, 019	4, 627, 317		1,019								
<u> </u>	<u> </u>		^		<u> </u>	0.400.000			0.1.5	a 100 0 · ·										
炭	ኢ	出	合		計	6, 489, 922		1	, 019	6, 490, 941		1,019			0			0		0

款			
項	補正前の額	補 正 額	計
目			
5 県支出金	4, 933, 431	1,019	4, 934, 450
1 県補助金	4, 933, 431	1, 019	4, 934, 450
1 保険給付費等交付金	4, 933, 431	1,019	4, 934, 450
歳 入 合 計	6, 489, 922	1, 019	6, 490, 941

	節						説	明		
	区			分		金	額	нЛL		97
_										
	2 特	別	交	付	金		1, 019	保険給付費等交付金	(特別交付金)	1, 019

				補 正	額	Ø)	財	源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財		源	. 机 田子 河口
				国県支出金	地力	ī 債	そ	の他	一般財源
2 保険給付費	4, 626, 298	1,019	4, 627, 317	1,019					
6 傷病諸費	0	1,019	1,019	1,019					
1 傷病手当金	0	1,019	1,019	1,019					

	節	· 説	明		
区	分	金	額	以	91
18 負担金補助及び交付金	金		1, 019	1 傷病手当金	1,019